【 USグローシリーズ 】
USグローシリーズ（株100）
追加型投信／海外／株式

当初設定日： 2025年6月23日
作成基準日： 2026年9月30日

◆ 基準価額・純資産総額の推移

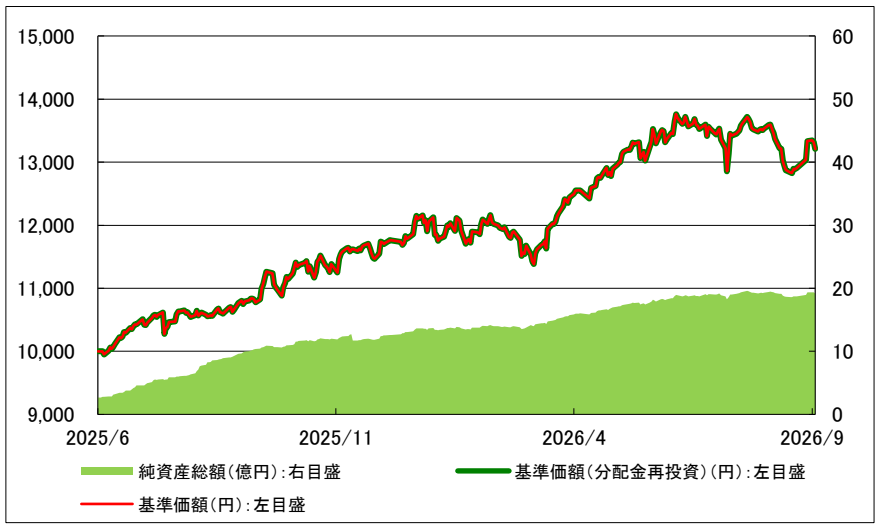

※ データは、当初設定日から作成基準日までを表示しています。
※ 基準価額（分配金再投資）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しています。
※ 基準価額は、信託報酬控除後です。

◆ 基準価額・純資産総額

	当月末	前月末比
基準価額	13,211 円	－ 377 円
純資産総額	19.21 億円	－ 0.19 億円

◆ 期間別騰落率

	騰落率
1ヵ月	−2.77%
3ヵ月	−1.74%
6ヵ月	15.58%
1年	21.91%
3年	－
設定来	32.11%

※ ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の投資者利回りとは異なります。

◆ 分配の推移（1万口当たり、税引前）

設定来分配金合計額　　0　円

決算期	2026年2月	－	－
分配金	0　円	－　円	－　円

※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

◆ 組入投資信託証券の状況

投資信託証券	比率
FOFs用米国株式ファンド（適格機関投資家専用）	98.29%
FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）	0.00%
その他	1.71%
合計	100.00%

※ 対純資産総額比です。

◆ 各資産の寄与額（概算）

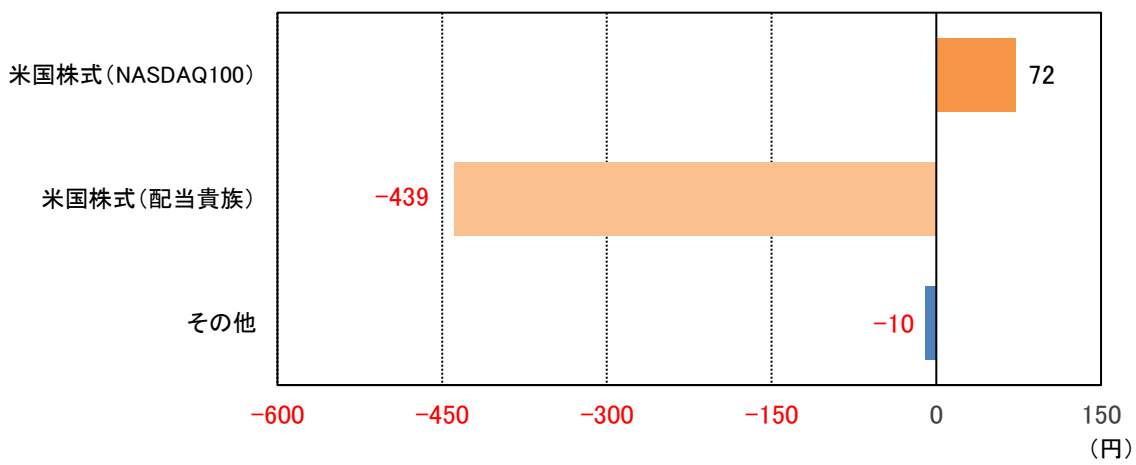

※ 寄与額は、月間寄与額の概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。あくまで傾向を知るための目安としてご覧ください。
※ その他には信託報酬が含まれます。また、寄与額算出上、現金保有の影響等によりプラスになることがあります。

＜当資料の取扱いに関する留意事項＞を必ずお読みください。

スカイオーシャン・アセットマネジメント

【 USグローシリーズ 】
USグローシリーズ（株100）
追加型投信／海外／株式

当初設定日： 2025年6月23日
作成基準日： 2026年9月30日

FOFs用米国株式ファンド（適格機関投資家専用）の資産の状況

◆ マザーファンド組入状況

マザーファンド	資産	基本組入比率	資産構成比
NASDAQ100インデックスマザーファンド	米国株式（NASDAQ100）	50.00%	51.51%
米国株配当貴族インデックスマザーファンド	米国株式（配当貴族）	50.00%	47.57%
その他	その他	0.00%	0.92%
合計		100.00%	100.00%

※ 対純資産総額比です。

◆ 組入マザーファンドの基準価額の推移

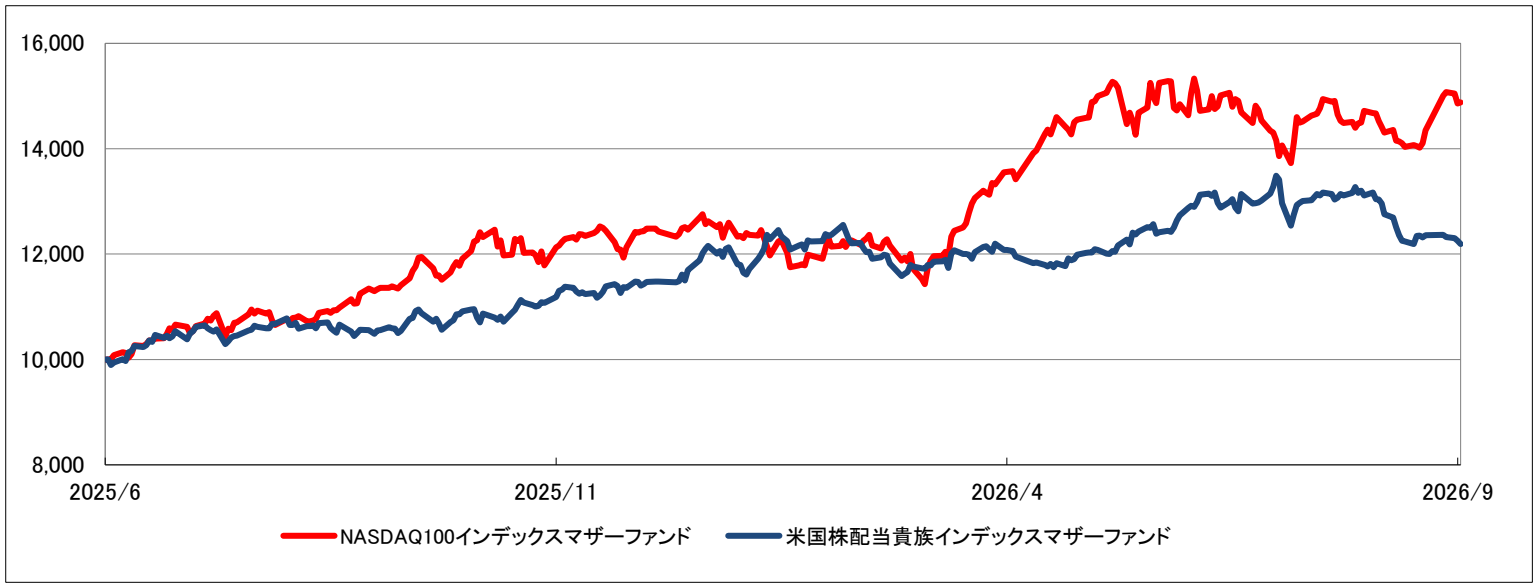

※ 当ファンドへの組入開始時を10,000として指数化し、作成基準日までを表示しています。

◆ ファンドマネージャーのコメント

当月は、ファンド全体の基準価額は下落しました。

米国株式市場は、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の上昇を背景にインフレ懸念が強まったことや、世界的な長期金利の上昇を受けて投資家のリスク回避姿勢が強まり、下落しました。一方で、AI（人工知能）関連需要への期待を背景に、半導体関連株が堅調に推移したことから、ハイテク株の構成比率が高いナスダック総合指数は上昇しました。
当該期間においては、NASDAQ100インデックスマザーファンドは上昇しましたが、米国株配当貴族インデックスマザーファンドは下落しました。

米国株式市場は、物価動向やそれに伴う金融政策の方向性が引き続き焦点となる中、原油先物価格はやや落ち着きを取り戻しつつあるものの、中東情勢の不透明感は依然として残っており、予断を許さない状況です。一方、景況感は依然堅調な推移となっており、当面の株価の下支えになるものとみられます。

今後も基本配分比率にしたがって米国の株式へ投資を行うことで、中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行っていきます。

※ 「FOFs用米国株式ファンド（適格機関投資家専用）の資産の状況」は、スカイオーシャン・アセットマネジメントが三井住友トラスト・アセットマネジメントからの情報提供にもとづき作成していますが、掲載データに関する情報の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。

【 USグローシリーズ 】
USグローシリーズ（株100）
追加型投信／海外／株式

当初設定日： 2025年6月23日
作成基準日： 2026年9月30日

NASDAQ100インデックスマザーファンドの資産の状況

◆ 資産内容

株式	95.89%
株式先物取引	3.51%
短期金融資産等	0.60%
合計	100.00%

※ 株式には投資信託等を含みます。
※ 対純資産総額比です。

◆ 組入上位10業種

	業種	比率
1	その他	95.89%
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

※ 対純資産総額比です。
※ 業種はGICS分類（産業グループ）によるものです。GICSに関する知的所有権等はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。

◆ 組入上位10銘柄

	銘柄	業種	比率
1	INVESCO NASDAQ 100 ETF	その他	95.89%
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

組入銘柄数： 1

※ 対純資産総額比です。
※「INVESCO NASDAQ 100 ETF」は、NASDAQ100指数に連動した投資成果を目指す上場投資信託（ETF）です。

※「NASDAQ100インデックスマザーファンドの資産の状況」は、スカイオーシャン・アセットマネジメントが三井住友トラスト・アセットマネジメントからの情報提供にもとづき作成していますが、掲載データに関する情報の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。

＜当資料の取扱いに関する留意事項＞を必ずお読みください。

スカイオーシャン・アセットマネジメント

【 USグローシリーズ 】
USグローシリーズ（株100）
追加型投信／海外／株式

当初設定日： 2025年6月23日
作成基準日： 2026年9月30日

米国株配当貴族インデックスマザーファンドの資産の状況

◆ 資産内容

株式	98.72%
株式先物取引	1.26%
短期金融資産等	0.02%
合計	100.00%

※ 株式には投資信託等を含みます。
※ 対純資産総額比です。

◆ 特性値

配当利回り	2.53%

※ 配当利回り（税引前）は、各種情報をもとに組入銘柄の実績配当利回りを加重平均して算出した値（対純資産総額比）です。また、ファンドの運用利回り等を示唆するものではありません。

◆ 組入上位10業種

	業種	比率
1	資本財	15.47%
2	素材	11.12%
3	食品・飲料・タバコ	9.55%
4	家庭用品・パーソナル用品	8.06%
5	保険	6.84%
6	ヘルスケア機器・サービス	6.13%
7	金融サービス	5.58%
8	公益事業	5.04%
9	医薬品・ﾊﾞｲｵﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・ﾗｲﾌｻｲｴﾝｽ	4.50%
10	生活必需品流通・小売り	4.40%

※ 対純資産総額比です。
※ 業種はGICS分類（産業グループ）によるものです。GICSに関する知的所有権等はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。

◆ 組入上位10銘柄

	銘柄	業種	比率	配当利回り
1	PROSHARES S&P 500 DIVIDEND A	その他	2.55%	2.15%
2	BECTON DICKINSON & CO	ヘルスケア機器・サービス	1.71%	2.31%
3	TARGET (DAYTON HUDSON)	生活必需品流通・小売り	1.63%	2.93%
4	NORDSON CORP	資本財	1.62%	1.03%
5	EMERSON ELECTRIC CO	資本財	1.62%	1.41%
6	FASTENAL CO	資本財	1.58%	1.92%
7	AUTOMATIC DATA PROCESS	商業・専門サービス	1.55%	2.60%
8	INTL BUSINESS MACHINES CORP	ソフトウェア・サービス	1.53%	3.06%
9	MEDTRONIC PLC	ヘルスケア機器・サービス	1.53%	3.28%
10	EXPEDITORS INTL WASH INC	運輸	1.52%	0.84%

組入銘柄数： 70

※ 対純資産総額比です。
※ 配当利回り（税引前）は、各種情報をもとに算出したものです。
※ 新規上場、合併等により、配当利回りが算出できない場合は、「－」で表示しています。
※「PROSHARES S&P 500 DIVIDEND A」は、S&P500配当貴族指数に連動した投資成果を目指す上場投資信託（ETF）です。

※「米国株配当貴族インデックスマザーファンドの資産の状況」は、スカイオーシャン・アセットマネジメントが三井住友トラスト・アセットマネジメントからの情報提供にもとづき作成していますが、掲載データに関する情報の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。

【 USグローシリーズ 】

当初設定日：2025年6月23日
作成基準日：2026年9月30日

ファンドの特色

1. 「株100」は、主として米国の株式に投資します。
   「株70」「株40」は、主として米国の株式および債券に投資します。
2. 米国株式の50%は「NASDAQ100指数（配当込み、円換算ベース）」に、残り50%は「S&P500配当貴族指数（配当込み、円換算ベース）」に連動する投資成果をめざします。
   米国債券は残存期間7年以上10年未満の米国の国債に投資し、そのうち50%は対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減をめざします。
3. 資産配分が異なる3つのファンドから選択できます。

各ファンドの基本組入比率

USグローシリーズ（株100）

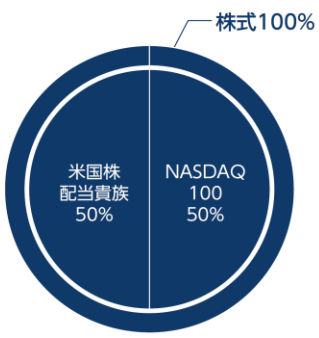

USグローシリーズ（株70）

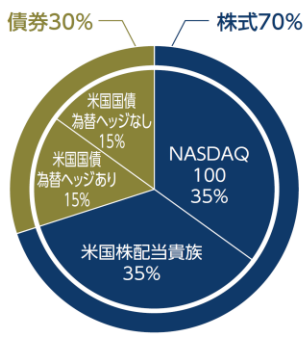

USグローシリーズ（株40）

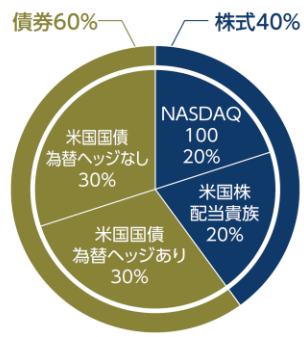

ファンドの名称について

ファンドの名称については、正式名称ではなく略称等で記載する場合があります。

ファンドの正式名称	略称等
USグローシリーズ（株100）	株100
USグローシリーズ（株70）	株70
USグローシリーズ（株40）	株40

なお、全てのファンドを総称して「USグローシリーズ」という場合があります。

投資リスク

《基準価額の変動要因》

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
  したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
- **信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。**
- **投資信託は預貯金とは異なります。**

【株価変動リスク】
株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

【金利変動リスク】（「株100」を除く）
債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

【為替変動リスク】
為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。なお、「株70」および「株40」の主要投資対象ファンドが投資する「米国国債マザーファンド（7-10年／為替ヘッジあり）」における外貨建資産については、原則として為替予約を活用し、為替変動リスクの低減をはかることを基本としますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジをおこなう通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかりますが、さらに需給要因等によっては金利差相当分を上回るコストがかかる場合があることにご留意ください。

【信用リスク】
有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

【流動性リスク】
時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

【カントリーリスク】
投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
  分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込みが発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
  これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止・取消となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

【 USグローシリーズ 】

当初設定日: 2025年6月23日
作成基準日: 2026年9月30日

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。 （基準価額は1万口当たりで表示しています。）
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付不可日	申込日当日または申込日の翌営業日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けないものとします。 【株100】・ニューヨーク証券取引所の休業日　・ナスダックの休業日 【株70／40】・ニューヨーク証券取引所の休業日　・ナスダックの休業日　・ニューヨークの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などにもとづき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間および金額の制限をおこなう場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	無期限（2025年6月23日設定）
繰上償還	主要投資対象ファンドが償還される場合には、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることができます。 ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年2月25日（休業日の場合は翌営業日）です。
収益分配	年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市場動向などを勘案して分配金額を決定します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。
スイッチング	「USグローシリーズ」を構成する各ファンドの間でスイッチングができます。スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。（販売会社によっては、スイッチングの取扱いをおこなわない場合があります。）

ファンドの費用

《投資者が直接的に負担する費用》

■ 購入時手数料

購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に**3.3%（税抜3.0%）を上限**として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ 信託財産留保額

ありません。

《投資者が信託財産で間接的に負担する費用》

■ 運用管理費用（信託報酬）

・当ファンド：純資産総額に対して年率0.506%（税抜0.46%）

・投資対象とする投資信託証券：純資産総額に対して年率0.253%（税込）
※ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のものを表示しています。

・実質的な負担：純資産総額に対して**年率0.759%程度（税込）**
※この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入れ状況により変動します。

■ その他の費用・手数料

有価証券の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等をその都度、監査費用を日々、ファンドが負担します（投資対象ファンドにおいて負担する場合を含みます。）。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

※ 詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「お申込みメモ」、「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

＜当資料の取扱いに関する留意事項＞を必ずお読みください。

【 USグローシリーズ 】

当初設定日： 2025年6月23日
作成基準日： 2026年9月30日

委託会社・その他の関係法人の概要

● 委託会社　スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社（ファンドの運用の指図をおこなう者）
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第2831号
加　入　協　会　：　一般社団法人資産運用業協会
ホームページ　：　https://www.soam.co.jp/
サポートデスク　：　045-225-1651　受付時間 9:00～17:00 [土日・祝日等は除く]

● 受託会社　三井住友信託銀行株式会社（ファンドの財産の保管および管理をおこなう者）

販売会社

商号等		登録番号	加入協会
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第36号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

・ お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、販売会社へお申し出ください。
・ 販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のお申込みを停止している場合があります。

＜当資料の取扱いに関する留意事項＞

◆ 当資料はスカイオーシャン・アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法にもとづく開示書類ではありません。
◆ ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
◆ 投資信託は値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクをともないます。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
◆ 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。
また、証券会社以外で購入された場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
◆ 当資料は信頼できると判断した各種情報等にもとづき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。
また、今後予告なく変更される場合があります。
◆ 当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータにもとづき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により運用方針等が変更される場合があります。
◆ 当資料で使用している各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はそれぞれの指数開発元もしくは公表元に帰属します。

スカイオーシャン・アセットマネジメント

投資信託約款の変更について

当ファンドにつきましては、2026年8月27日現在の受益者の方を対象に、投資信託約款（以下、「約款」といいます。）の変更に係る書面決議を2026年10月8日付でおこないました。その結果、議決権を行使することが出来る受益者の方の議決権の3分の2以上の賛成を得たことにより、以下の通り約款の変更をおこなうこととなりましたので、お知らせいたします。

なお、約款の変更適用日である2027年1月18日付をもって当ファンドの委託者を「スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社」から「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」へ変更することとなりました。当ファンドの2027年1月18日以降の有価証券届出書の内容は同日を効力発生日として「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」より提出される有価証券届出書にてご確認ください。

1. 約款変更の内容および理由

（1）委託者の変更

当ファンドの委託者である弊社は2027年3月末を目途に業務の終了を予定しているため、委託者を「スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社」から「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」に変更し運用を継続することが受益者の皆様の利益に資すると判断し、この度、約款変更をおこなうこととなりました。

変更後に委託者となる三井住友トラスト・アセットマネジメントの概要は以下の通りです。

> 三井住友トラスト・アセットマネジメントは、日本で屈指の機関投資家である三井住友トラストグループの資産運用ビジネスの中核をなす運用会社です。2018 年 10 月 1 日に三井住友信託銀行の資産運用事業を統合し、運用資産残高が約 111 兆円規模の日本およびアジアで最大級の運用会社となりました。
> 所在地：東京都港区芝公園一丁目 1 番 1 号
> 資本金：20 億円、役職員数：714 名
> ※2026 年 3 月末現在

これに伴い、当ファンドの委託者が行なう公告の方法も変更いたします。

（2）投資対象ファンドの変更および商品性の改善

委託者の変更後、当ファンドが組入れている三井住友トラスト・アセットマネジメントが設定・運用する以下の現行主要投資対象ファンドを段階的に売却し、現行主要投資対象ファンドが投資しているマザーファンドへの直接投資に切り替えるとともに、商品性を改善するための約款変更をおこないます。

＜現行主要投資対象ファンド＞

当ファンド	現行主要投資対象ファンド
US グローシリーズ（株 100）	FOFs 用米国株式ファンド（適格機関投資家専用）
US グローシリーズ（株 70）	FOFs 用米株・米債バランスファンド 1（適格機関投資家専用）
US グローシリーズ（株 40）	FOFs 用米株・米債バランスファンド 2（適格機関投資家専用）

投資信託約款の変更について

① 委託者変更時の約款変更

ア．当ファンドがマザーファンドに直接投資できるように投資対象ファンドにマザーファンドを追加します。

イ．現行主要投資対象ファンドが償還した場合、当ファンドも償還することとなっている規定を削除します。

② 現行主要投資対象ファンド売却完了時の約款変更

ア．当ファンドの投資対象ファンドから現行主要投資対象ファンドを削除します。

イ．信託報酬率および購入・換金手続き等を下表の通り変更します。なお、約款に規定する当ファンドの信託報酬率は引上げとなりますが、投資対象ファンドの信託報酬を含めた受益者の皆様の実質的なご負担は低下します。

	変更前	変更後
運用管理費用 （信託報酬）	当ファンド（A）　0.506%（税込） 投資対象とする 投資信託証券（B）　0.253%程度（税込） 実質的な負担（A+B）　0.759%程度（税込）	当ファンド（A）　0.715%（税込） 投資対象とする 投資信託証券（B）　0.000%程度（税込） 実質的な負担（A+B）　0.715%程度（税込）
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
購入・換金申込受付不可日	申込日当日または申込日の翌営業日が別途規定する海外休日の場合	申込日当日が別途規定する海外休日の場合
換金代金	換金申込受付日から起算して７営業日目からお支払い	換金申込受付日から起算して５営業日目からお支払い

＜現行主要投資対象ファンドからマザーファンドへの切り替えイメージ＞

■変更前

＜US グローシリーズ（株 100）＞

US グローシリーズ（株 100）　⇒　FOFs 用米国株式ファンド（適格機関投資家専用）　⇒　NASDAQ100 インデックスマザーファンド
⇒　米国株配当貴族 インデックスマザーファンド

＜US グローシリーズ（株 70/株 40）＞

US グローシリーズ（株 70）
US グローシリーズ（株 40）　⇒　【株 70】FOFs 用米株・米債バランスファンド１（適格機関投資家専用）【株 40】FOFs 用米株・米債バランスファンド１（適格機関投資家専用）

⇒　NASDAQ100 インデックスマザーファンド
⇒　米国株配当貴族 インデックスマザーファンド
⇒　米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジあり）
⇒　米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジなし）

投資信託約款の変更について

■変更後（委託者変更時）

<US グローシリーズ（株 100）>

US グローシリーズ（株 100）	⇒	FOFs 用米国株式ファンド（適格機関投資家専用）	⇒	NASDAQ100 インデックスマザーファンド
			⇒	米国株配当貴族 インデックスマザーファンド
	⇒	NASDAQ100 インデックスマザーファンド		
	⇒	米国株配当貴族 インデックスマザーファンド		

<US グローシリーズ（株 70/株 40）>

US グローシリーズ（株 70） US グローシリーズ（株 40）	⇒	【株 70】FOFs 用米株・米債バランスファンド 1（適格機関投資家専用） 【株 40】FOFs 用米株・米債バランスファンド 1（適格機関投資家専用）	⇒	NASDAQ100 インデックスマザーファンド
			⇒	米国株配当貴族 インデックスマザーファンド
			⇒	米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジあり）
			⇒	米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジなし）
	⇒	NASDAQ100 インデックスマザーファンド		
	⇒	米国株配当貴族 インデックスマザーファンド		
	⇒	米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジあり）		
	⇒	米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジなし）		

■変更後（現行主要投資対象ファンド売却完了時）

<US グローシリーズ（株 100）>

US グローシリーズ（株 100）	⇒	NASDAQ100 インデックスマザーファンド
	⇒	米国株配当貴族 インデックスマザーファンド

<US グローシリーズ（株 70/株 40）>

US グローシリーズ（株 70） US グローシリーズ（株 40）	⇒	NASDAQ100 インデックスマザーファンド
	⇒	米国株配当貴族 インデックスマザーファンド
	⇒	米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジあり）
	⇒	米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジなし）

※詳細は、後記「投資信託約款の変更に係る新旧対照表」をご参照ください。

2. 約款変更日および変更適用日

（1）上記「1.（1）および1.（2）①」に係る約款変更

2026年10月10日付で実施し、2027年1月18日より適用します。

（2）上記「1.（2）②」に係る約款変更

2026年10月10日付で実施し、2027年3月31日より適用します。

【 USグローシリーズ 】

当初設定日：2025年6月23日
作成基準日：2026年9月30日

投資信託約款の変更について

「投資信託約款の変更に係る新旧対照表」

(1)USグローシリーズ(株100)

変更日:2026年10月10日　変更適用日:2027年1月18日

新	旧
運用の基本方針 2.運用方法 (1)投資対象 「NASDAQ100インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。)及び「FOFs 用米国株式ファンド(適格機関投資家専用)」(以下「私募投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。 この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式(預託証書(DR)を含みます。)に投資します。 ・私募投資信託証券は、主として主要投資対象ファンドに投資します。 ・各主要投資対象ファンドの受益証券(私募投資信託証券への投資を通じた間接保有分を含みます。以下本項において同じ。)の基本組入比率は 50%とします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。 ②主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券を通じた組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ④(省　略)	運用の基本方針 2.運用方法 (1)投資対象 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs 用米国株式ファンド(適格機関投資家専用)」(以下「主要投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。 この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」にも投資します。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式(預託証書(DR)を含みます。)に投資します。 ・主要投資対象ファンドにおいて、主として「NASDAQ100 インデックスマザーファンド」及び「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」の受益証券に投資します。 ・各マザーファンド受益証券の基本組入比率は 50%とします。また、各マザーファンド受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。 ②主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンドを通じた組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ④(同　左)
(信託の種類、委託者及び受託者) 第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。 ②(省　略) (信託期間) 第 5 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 39 条第 1 項、第 39 条第 2 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項及び第 43 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。 (運用の指図範囲等) 第 17 条　委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「NASDAQ100 インデックスマザーファンド」及び「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」並びに「FOFs 用米国株式ファンド(適格機関投資家専用)」及び「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。 1.～5.(省　略) なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②～③(省　略) (投資信託契約の解約) 第 39 条(省　略) ②(省　略) ③(削除)	(信託の種類、委託者及び受託者) 第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。 ②(同　左) (信託期間) 第 5 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 39 条第 1 項、第 39 条第 2 項、第 39 条第 3 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項及び第 43 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。 (運用の指図範囲等) 第 17 条　委託者は、信託金を、主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs 用米国株式ファンド(適格機関投資家専用)」(以下「主要投資対象ファンド」といいます。)及び「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。 1.～5.(同　左) なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②～③(同　左) (投資信託契約の解約) 第 39 条(同　左) ②(同　左) ③委託者は、主要投資対象ファンドがその信託を終了させることと

＜当資料の取扱いに関する留意事項＞を必ずお読みください。

スカイオーシャン・アセットマネジメント

投資信託約款の変更について

新	旧
	なる場合には、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
④～⑦(省 略)	④～⑦(同 左)
(公告) 第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。	(公告) 第48条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 https://www.soam.co.jp/
②(削除)	②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

変更日:2026年10月10日　変更適用日:2027年3月31日

新	旧
運用の基本方針 2.運用方法 (1)投資対象 「NASDAQ100インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。 この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式(預託証書(DR)を含みます。)及び米国の国債に投資します。 ・各主要投資対象ファンドの受益証券の基本組入比率は 50%とします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。 ②主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンドを通じた組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ④(省 略)	運用の基本方針 2.運用方法 (1)投資対象 「NASDAQ100インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。)及び「FOFs 用米国株式ファンド(適格機関投資家専用)」(以下「私募投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。 この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式(預託証書(DR)を含みます。)に投資します。 ・私募投資信託証券は、主として主要投資対象ファンドに投資します。 ・各主要投資対象ファンドの受益証券(私募投資信託証券への投資を通じた間接保有分を含みます。以下本項において同じ。)の基本組入比率は 50%とします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。 ②主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券を通じた組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ④(同 左)
(受益権の申込単位及び価額) 第13条(省 略) ②(省 略) ③第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けないものとします。 1.～2.(省 略) ④第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円に手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ⑤～⑦(省 略) (運用の指図範囲等) 第17条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「NASDAQ100 インデックスマザーファンド」及び「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」並びに「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に	(受益権の申込単位及び価額) 第13条(同 左) ②(同 左) ③第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日又は取得申込日の翌営業日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けないものとします。 1.～2.(同 左) ④第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円に手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ⑤～⑦(同 左) (運用の指図範囲等) 第17条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「NASDAQ100 インデックスマザーファンド」及び「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」並びに「FOFs 用米国株式ファンド(適格機関投資家専用)」及び

投資信託約款の変更について

新	旧
投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。 1.～5.（省 略） なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。 ②～③（省 略） （信託報酬等の総額及び支弁の方法） 第 32 条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000 分の 65 の率を乗じて得た額とします。 ②～③（省 略） （収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い） 第 34 条（省 略） ②～③（省 略） ④一部解約金（第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥（省 略） （投資信託契約の一部解約） 第 37 条（省 略） ②～③（省 略） ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。 ⑤委託者は、一部解約の実行の請求日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。 1.～2.（省 略） ⑥～⑦（省 略）	「FOFs 用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。 1.～5.（同 左） なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。 ②～③（同 左） （信託報酬等の総額及び支弁の方法） 第 32 条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000 分の 46 の率を乗じて得た額とします。 ②～③（同 左） （収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い） 第 34 条（同 左） ②～③（同 左） ④一部解約金（第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥（同 左） （投資信託契約の一部解約） 第 37 条（同 左） ②～③（同 左） ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額とします。 ⑤委託者は、一部解約の申込日又は一部解約の申込日の翌営業日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。 1.～2.（同 左） ⑥～⑦（同 左）

（2）US グローシリーズ（株 70）

変更日：2026 年 10 月 10 日　変更適用日：2027 年 1 月 18 日

新	旧
運用の基本方針 2.運用方法 （1）投資対象 「NASDAQ100 インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジあり）」、「米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジなし）」（以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。）及び「FOFs 用米株・米債バランスファンド 1（適格機関投資家専用）」（以下「私募投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。 この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 （2）投資態度 ①主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式（預託証書（DR）を含みます。）及び米国の国債に投資します。 ・私募投資信託証券は、主として主要投資対象ファンドに投資します。 ・各主要投資対象ファンドの受益証券（私募投資信託証券への投資を通じた間接保有分を含みます。以下本項において同じ。）の基本	運用の基本方針 2.運用方法 （1）投資対象 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs 用米株・米債バランスファンド 1（適格機関投資家専用）」（以下「主要投資対象ファンド」といいます。）を主要投資対象とします。 この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」にも投資します。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 （2）投資態度 ①主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式（預託証書（DR）を含みます。）及び米国の国債に投資します。 ・主要投資対象ファンドにおいて、主として「NASDAQ100 インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジあり）」、「米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジなし）」の受益証券に投資します。 ・各マザーファンド受益証券の基本組入比率は以下のとおりとします。また、各マザーファンド受益証券の組入比率には一定の変動許

【 USグローシリーズ 】

当初設定日：2025年6月23日
作成基準日：2026年9月30日

投資信託約款の変更について

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>組入比率は以下のとおりとします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。
<table>
<tr><th>NASDAQ 100 インデックスマザーファンド</th><th>米国株配当貴族インデックスマザーファンド</th><th>米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジあり）</th><th>米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジなし）</th></tr>
<tr><td>35%</td><td>35%</td><td>15%</td><td>15%</td></tr>
</table>
②主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
③主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券を通じた組入外貨建資産については、「米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジあり）」の組入外貨建資産を除き、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
④（省 略）</td><td>容幅を設けます。
<table>
<tr><th>NASDAQ 100 インデックスマザーファンド</th><th>米国株配当貴族インデックスマザーファンド</th><th>米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジあり）</th><th>米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジなし）</th></tr>
<tr><td>35%</td><td>35%</td><td>15%</td><td>15%</td></tr>
</table>
②主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
③主要投資対象ファンドを通じた組入外貨建資産については、「米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジあり）」の組入外貨建資産を除き、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
④（同 左）</td></tr>
<tr><td>（信託の種類、委託者及び受託者）
第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
②（省 略）

（信託期間）
第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 39 条第 1 項、第 39 条第 2 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項及び第 43 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（運用の指図範囲等）
第 17 条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「NASDAQ100 インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジあり）」及び「米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジなし）」並びに「FOFs 用米株・米債バランスファンド 1（適格機関投資家専用）」及び「FOFs 用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。
1.～5.（省 略）
なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。
②～③（省 略）

（投資信託契約の解約）
第 39 条（省 略）
②（省 略）
③（削除）

④～⑦（省 略）

（公告）
第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

②（削除）</td><td>（信託の種類、委託者及び受託者）
第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
②（同 左）

（信託期間）
第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 39 条第 1 項、第 39 条第 2 項、第 39 条第 3 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項及び第 43 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（運用の指図範囲等）
第 17 条 委託者は、信託金を、主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs 用米株・米債バランスファンド 1（適格機関投資家専用）」（以下「主要投資対象ファンド」といいます。）及び「FOFs 用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。
1.～5.（同 左）
なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。
②～③（同 左）

（投資信託契約の解約）
第 39 条（同 左）
②（同 左）
③委託者は、主要投資対象ファンドがその信託を終了させることとなる場合には、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
④～⑦（同 左）

（公告）
第48条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
https://www.soam.co.jp/
②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。</td></tr>
</table>

＜当資料の取扱いに関する留意事項＞を必ずお読みください。

スカイオーシャン・アセットマネジメント

【 USグローシリーズ 】

当初設定日：2025年6月23日
作成基準日：2026年9月30日

投資信託約款の変更について

変更日:2026 年 10 月 10 日　変更適用日:2027 年 3 月 31 日

新	旧
運用の基本方針 2.運用方法 (1)投資対象 「NASDAQ100 インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジあり)」、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。 この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式(預託証書(DR)を含みます。)及び米国の国債に投資します。 ・各主要投資対象ファンドの受益証券の基本組入比率は以下のとおりとします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。 NASDAQ 100 インデックスマザーファンド：35% 米国株配当貴族インデックスマザーファンド：35% 米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジあり)：15% 米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)：15% ②主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンドを通じた組入外貨建資産については、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジあり)」の組入外貨建資産を除き、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ④(省 略)	運用の基本方針 2.運用方法 (1)投資対象 「NASDAQ100 インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジあり)」、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。)及び「FOFs 用米株・米債バランスファンド 1(適格機関投資家専用)」(以下「私募投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。 この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式(預託証書(DR)を含みます。)及び米国の国債に投資します。 ・私募投資信託証券は、主として主要投資対象ファンドに投資します。 ・各主要投資対象ファンドの受益証券(私募投資信託証券への投資を通じた間接保有分を含みます。以下本項において同じ。)の基本組入比率は以下のとおりとします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。 NASDAQ 100 インデックスマザーファンド：35% 米国株配当貴族インデックスマザーファンド：35% 米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジあり)：15% 米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)：15% ②主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券を通じた組入外貨建資産については、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジあり)」の組入外貨建資産を除き、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ④(同 左)
(受益権の申込単位及び価額) 第 13 条(省 略) ②(省 略) ③第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けないものとします。 1.～3.(省 略) ④第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円に手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ⑤～⑦(省 略) (運用の指図範囲等) 第 17 条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「NASDAQ100 インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジあり)」及び「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)」並びに「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図し	(受益権の申込単位及び価額) 第 13 条(同 左) ②(同 左) ③第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日又は取得申込日の翌営業日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けないものとします。 1.～3.(同 左) ④第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円に手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ⑤～⑦(同 左) (運用の指図範囲等) 第 17 条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「NASDAQ100 インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジあり)」及び「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)」並びに「FOFs 用米株・米債バランスファンド 1(適格機関投資家専用)」及び「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くと

＜当資料の取扱いに関する留意事項＞を必ずお読みください。

スカイオーシャン・アセットマネジメント

投資信託約款の変更について

新	旧
ます。 1.～5.(省　略) なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②～③(省　略) (信託報酬等の総額及び支弁の方法) 第 32 条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000 分の 65 の率を乗じて得た額とします。 ②～③(省　略) (収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い) 第 34 条(省　略) ②～③(省　略) ④一部解約金(第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥(省　略) (投資信託契約の一部解約) 第 37 条(省　略) ②～③(省　略) ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。 ⑤委託者は、一部解約の実行の請求日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。 1.～3.(省　略) ⑥～⑦(省　略)	ともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。 1.～5.(同　左) なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②～③(同　左) (信託報酬等の総額及び支弁の方法) 第 32 条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000 分の 46 の率を乗じて得た額とします。 ②～③(同　左) (収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い) 第 34 条(同　左) ②～③(同　左) ④一部解約金(第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥(同　左) (投資信託契約の一部解約) 第 37 条(同　左) ②～③(同　左) ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額とします。 ⑤委託者は、一部解約の申込日又は一部解約の申込日の翌営業日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。 1.～3.(同　左) ⑥～⑦(同　左)

(3)US グローシリーズ(株 40)

変更日:2026 年 10 月 10 日　変更適用日:2027 年 1 月 18 日

新	旧
運用の基本方針 2.運用方法 (1)投資対象 「NASDAQ100 インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジあり)」、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。)及び「FOFs 用米株・米債バランスファンド 2(適格機関投資家専用)」(以下「私募投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。 この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式(預託証書(DR)を含みます。)及び米国の国債に投資します。 ・私募投資信託証券は、主として主要投資対象ファンドに投資します。 ・各主要投資対象ファンドの受益証券(私募投資信託証券への投資を通じた間接保有分を含みます。以下本項において同じ。)の基本組入比率は以下のとおりとします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。	運用の基本方針 2.運用方法 (1)投資対象 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs 用米株・米債バランスファンド 2(適格機関投資家専用)」(以下「主要投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。 この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」にも投資します。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式(預託証書(DR)を含みます。)及び米国の国債に投資します。 ・主要投資対象ファンドにおいて、主として「NASDAQ100 インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジあり)」、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)」の受益証券に投資します。 ・各マザーファンド受益証券の基本組入比率は以下のとおりとします。また、各マザーファンド受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。

投資信託約款の変更について

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>NASDAQ 100 インデックスマザーファンド</td><td>米国株配当貴族インデックスマザーファンド</td><td>米国国債マザーファンド（7－10年／為替ヘッジあり）</td><td>米国国債マザーファンド（7－10年／為替ヘッジなし）</td></tr>
<tr><td>20%</td><td>20%</td><td>30%</td><td>30%</td></tr>
</table>
②主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
③主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券を通じた組入外貨建資産については、「米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジあり）」の組入外貨建資産を除き、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
④（省 略）
</td><td>
<table>
<tr><td>NASDAQ 100 インデックスマザーファンド</td><td>米国株配当貴族インデックスマザーファンド</td><td>米国国債マザーファンド（7－10年／為替ヘッジあり）</td><td>米国国債マザーファンド（7－10年／為替ヘッジなし）</td></tr>
<tr><td>20%</td><td>20%</td><td>30%</td><td>30%</td></tr>
</table>
②主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
③主要投資対象ファンドを通じた組入外貨建資産については、「米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジあり）」の組入外貨建資産を除き、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
④（同 左）
</td></tr>
<tr><td>
（信託の種類、委託者及び受託者）
第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
②（省 略）

（信託期間）
第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 39 条第 1 項、第 39 条第 2 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項及び第 43 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（運用の指図範囲等）
第 17 条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「NASDAQ100 インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジあり）」及び「米国国債マザーファンド（7－10 年／為替ヘッジなし）」並びに「FOFs 用米株・米債バランスファンド 2（適格機関投資家専用）」及び「FOFs 用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。
1.～5.（省 略）
なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。
②～③（省 略）

（投資信託契約の解約）
第 39 条（省 略）
②（省 略）
③（削除）

④～⑦（省 略）

（公告）
第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

②（削除）
</td><td>
（信託の種類、委託者及び受託者）
第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
②（同 左）

（信託期間）
第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 39 条第 1 項、第 39 条第 2 項、第 39 条第 3 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項及び第 43 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（運用の指図範囲等）
第 17 条 委託者は、信託金を、主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs 用米株・米債バランスファンド 2（適格機関投資家専用）」（以下「主要投資対象ファンド」といいます。）及び「FOFs 用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。
1.～5.（同 左）
なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。
②～③（同 左）

（投資信託契約の解約）
第 39 条（同 左）
②（同 左）
③委託者は、主要投資対象ファンドがその信託を終了させることとなる場合には、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
④～⑦（同 左）

（公告）
第48条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
https://www.soam.co.jp/
②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
</td></tr>
</table>

投資信託約款の変更について

変更日:2026 年 10 月 10 日　変更適用日:2027 年 3 月 31 日

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>運用の基本方針
2.運用方法
(1)投資対象
「NASDAQ100 インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジあり)」、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。

この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。
なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。
(2)投資態度
①主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式(預託証書(DR)を含みます。)及び米国の国債に投資します。

・各主要投資対象ファンドの受益証券の基本組入比率は以下のとおりとします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。
<table><tr><th>NASDAQ 100 インデックスマザーファンド</th><th>米国株配当貴族インデックスマザーファンド</th><th>米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジあり)</th><th>米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)</th></tr><tr><td>20%</td><td>20%</td><td>30%</td><td>30%</td></tr></table>②主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
③主要投資対象ファンドを通じた組入外貨建資産については、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジあり)」の組入外貨建資産を除き、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

④(省　略)</td><td>運用の基本方針
2.運用方法
(1)投資対象
「NASDAQ100 インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジあり)」、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。)及び「FOFs 用米株・米債バランスファンド 2(適格機関投資家専用)」(以下「私募投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。
この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。
なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。
(2)投資態度
①主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式(預託証書(DR)を含みます。)及び米国の国債に投資します。
・私募投資信託証券は、主として主要投資対象ファンドに投資します。
・各主要投資対象ファンドの受益証券(私募投資信託証券への投資を通じた間接保有分を含みます。以下本項において同じ。)の基本組入比率は以下のとおりとします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。
<table><tr><th>NASDAQ 100 インデックスマザーファンド</th><th>米国株配当貴族インデックスマザーファンド</th><th>米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジあり)</th><th>米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)</th></tr><tr><td>20%</td><td>20%</td><td>30%</td><td>30%</td></tr></table>②主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
③主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券を通じた組入外貨建資産については、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジあり)」の組入外貨建資産を除き、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
④(同　左)</td></tr>
<tr><td>(受益権の申込単位及び価額)
第 13 条(省　略)
②(省　略)
③第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けないものとします。

1.～3.(省　略)
④第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円に手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
⑤～⑦(省　略)

(運用の指図範囲等)
第 17 条　委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「NASDAQ100 インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジあり)」及び「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)」並びに「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図し</td><td>(受益権の申込単位及び価額)
第 13 条(同　左)
②(同　左)
③第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日又は取得申込日の翌営業日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けないものとします。
1.～3.(同　左)
④第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円に手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
⑤～⑦(同　左)

(運用の指図範囲等)
第 17 条　委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「NASDAQ100 インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジあり)」及び「米国国債マザーファンド(7－10 年／為替ヘッジなし)」並びに「FOFs 用米株・米債バランスファンド 2(適格機関投資家専用)」及び「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くと</td></tr>
</table>

【 USグローシリーズ 】

当初設定日： 2025年6月23日
作成基準日： 2026年9月30日

投資信託約款の変更について

新	旧
ます。 1.～5.(省　略) なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②～③(省　略) (信託報酬等の総額及び支弁の方法) 第 32 条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000 分の 65 の率を乗じて得た額とします。 ②～③(省　略) (収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い) 第 34 条(省　略) ②～③(省　略) ④一部解約金(第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥(省　略) (投資信託契約の一部解約) 第 37 条(省　略) ②～③(省　略) ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。 ⑤委託者は、一部解約の実行の請求日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。 1.～3.(省　略) ⑥～⑦(省　略)	ともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。 1.～5.(同　左) なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②～③(同　左) (信託報酬等の総額及び支弁の方法) 第 32 条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000 分の 46 の率を乗じて得た額とします。 ②～③(同　左) (収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い) 第 34 条(同　左) ②～③(同　左) ④一部解約金(第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥(同　左) (投資信託契約の一部解約) 第 37 条(同　左) ②～③(同　左) ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額とします。 ⑤委託者は、一部解約の申込日又は一部解約の申込日の翌営業日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。 1.～3.(同　左) ⑥～⑦(同　左)

＜当資料の取扱いに関する留意事項＞を必ずお読みください。

スカイオーシャン・アセットマネジメント